

## 有害使用済機器保管等届出の手引き

岡山県

- 1 対象者  
有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者
- 2 届出時期  
事業開始 10 日前まで  
※改正法施行時（平成 30 年 4 月 1 日）までに業を行っている場合は、平成 30 年 10 月 1 日まで
- 3 届出書類の作成  
記載例を参考にして、届出書及び添付書類を作成してください。
- 4 届出部数  
正本 1 部，副本 1 部（返却用）※  
（※複数の事業場がある場合には、所管する県民局の数を追加）
- 5 届出書類

	提出書類の種類	内容
1	届出書（様式第 35 号の 2）	（第 1 面、第 2 面）
2	事業計画の概要書	複数事業場がある場合には事業場ごとに作成 （別添資料）
3	事業場の平面図	
4	事業場の付近見取図	
5	【事業の用に供する施設を設置する場合】	
	施設の処理方式，構造及び設備の概要	施設の構造等を明らかにするものであれば，カタログでも可
	構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図，設計計算書	
	施設の付近見取図	
6	事業場又は施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該場所又は施設を使用する権原を有することを証する書類）	・登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） 【※】法務局 ・賃貸借契約書等（所有権を有しない場合）
7	【処分又は再生を業として行う場合】	
	当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類	（別添資料 第 6 面）
8	【個人の場合】	
	住民票の写し 【※】市町村役場	発行後 3 ヶ月以内のもの
9	【法人の場合】	
	定款又は寄附行為	登記事項証明書は発行後 3 ヶ月以内のもの
	登記事項証明書 【※】法務局	
10	【法第 14 条第 5 項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合】	
	法定代理人の住民票の写し 【※】市町村役場	発行後 3 ヶ月以内のもの

備考 1 【※】を付した証明書類は右側に記載している役所で取得してください。

2 住民票には本籍及びマイナンバーを記載しないでください。

6 変更の届出

届出時期：変更の日の10日前までに届出

(住民票の写し、定款、寄附行為及び登記事項証明書、所有権又は使用権原を有することを証する書類を添付する場合はこの限りでない。)

届出部数：正本1部、副本1部(返却用)※

(※複数の事業場がある場合には、所管する県民局の数を追加)

届出様式：様式第35号の3

添付書類：当該変更に係る書類及び図面を添付する

規則第13条の3第1項	変更事項等	添付書類
第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名又は名称</li> <li>住所</li> <li>法人の代表者の氏名</li> </ul>	<p>【個人の場合】住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの) 【※】市町村役場</p> <p>【法人の場合】・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)【※】法務局</p>
第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要書</li> </ul>
第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所及び事業場の所在地</li> <li>事業場の敷地面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要書</li> <li>事業場の平面図</li> <li>事業場の付近見取図</li> <li>事業場の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有することを証する書類) 【例】・登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)【※】法務局 ・賃貸借契約書等</li> </ul>
第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管の場所の所在地及び面積</li> <li>保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要書</li> <li>事業場の平面図</li> <li>事業場の付近見取図</li> <li>事業場の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有することを証する書類) 【例】・登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)【※】法務局 ・賃貸借契約書等</li> </ul>
第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第13条の6の規定による高さのうち最高のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要書</li> <li>事業場の平面図</li> </ul>
第6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分又は再生に係る事業場の所在地</li> <li>処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の概要書</li> <li>事業場の平面図</li> <li>当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類</li> </ul>

第7号	・ 施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	・ 事業計画の概要書 ・ 施設の処理方式、構造及び設備の概要 ・ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 ・ 施設の付近見取図 ・ 施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有することを証する書類） 【例】・ 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）【※】法務局 ・ 賃貸借契約書等
第8号	・ 法定代理人の氏名及び住所	・ 法定代理人の住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの） 【※】市町村役場

- 備考 1 【※】を付した証明書類は右側に記載している役所で取得してください。  
2 住民票には本籍及びマイナンバーを記載しないでください。

## 7 廃止の届出（事業の全部又は一部を廃止した場合）

届出時期：廃止の日から10日以内に届出

届出部数：正本1部、副本1部（返却用）※

（※複数の事業場がある場合には、所管する県民局の数を追加）

届出様式：様式第35号の4

## 8 届出窓口

主たる事業場を管轄する各県民局地域政策部環境課

※岡山市、倉敷市に事業場がある場合は、各市への届出が必要です。

担当課		所在地	連絡先	管轄区域
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	086 - 226 - 7307	
	備前県民局 地域政策部環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	086 - 233 - 9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
	備中県民局 地域政策部環境課	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086 - 434 - 7007	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	美作県民局 地域政策部環境課	〒708-8506 津山市山下 53	0868 - 23 - 1243	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山市環境局環境部 環境事業課		〒700-8544 岡山市北区大供 1-2-3	086 - 803 -1298	岡山市
倉敷市環境リサイクル 局一般廃棄物対策課		〒710-8565 倉敷市西中新田 640	086 - 426 - 3375	倉敷市

有害使用済機器保管等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 様

届出者

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 岡山県〇〇市〇〇町〇番〇号  
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目：  <b>電動工具，電気掃除機，扇風機等 施行令第16条の2第5号～第32号の機器</b></p> <p>処理の区分                      保管のみ ・ <b>保管及び処分（再生を含む）</b></p>
<p>事務所及び事業場の所在地等</p>	<p>事務所 〇〇〇〇事業場      電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  <b>岡山県〇〇市〇〇町〇番地〇〇号</b></p> <p>事業場 同上                      電話番号 同上                  面 積 〇〇〇m<sup>2</sup></p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。）</p>	<p>保管場所① 所在地：同上                  面積：〇〇m<sup>2</sup>，保管量：〇m<sup>3</sup>，高さ：3m（最大5m）  <b>品目：電動工具，電気掃除機，扇風機等 施行令第16条の2第5号～20号の機器</b></p> <p>保管場所② 所在地：同上                  面積：〇m<sup>2</sup>，保管量：〇m<sup>3</sup>，最大高さ：2m（最大3m）  <b>品目：ゲーム機，デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号～32号の機器</b></p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>事業場：〇〇事業場      所在地：同上  <b>品目：電気掃除機，扇風機等 施行令第16条の2第5号～32号の機器</b></p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>〇〇事業場，所在地：同上  <b>破砕機（シュレッダー），1台，〇〇年〇〇月〇〇日設置                  処理能力10t/日</b></p>

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
株式会社〇〇〇〇		〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡山県〇〇市〇〇町〇番〇〇号
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

**【届出書を記載する際の留意事項】**

事業場や保管場所が複数ある場合など、様式に書き切れない場合は、別途一覧表を作成し添付するなどしてください。

有害使用済機器保管等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 様

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 岡山県〇〇市〇〇町〇番〇号  
 氏名 株式会社 〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	代表取締役の変更  〇〇〇〇	□□□□

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな)氏名	生年月日	住所

変更の理由 代表者の新任退任

変更予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

備考  
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

有害使用済機器保管等廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事 様

届出者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 岡山県〇〇市〇〇町〇番〇号  
 氏名 株式会社 〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

<p>廃止した事業の範囲</p>	<p>【全部の事業場廃止の場合】                  全部廃止</p> <p>【一部の事業場廃止の場合】                  一部廃止                  〇〇事業場（岡山県〇〇市〇〇町〇番地〇〇号）</p>
<p>廃止の理由</p>	<p>施設の老朽化に伴う事業の廃止</p>
<p>廃止の年月日</p>	<p>〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>備考</p> <p>1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

（日本工業規格 A列4番）